

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和5年4月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行う。 軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入又は譲り受けるなどした場合や譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の軽自動車に関しては軽自協会へ、二輪の小型自動車に関しては運輸局各運輸支局へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。 なお、身体障害者手帳等の交付を受けた場合などは、減免申請書を受け付け、必要に応じて減免を行う。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①所有者等から提出された申告書を受領する。また、軽自動車協会から軽自動車等の登録情報を受領する。 ②取得した車両情報等を軽自動車税システムに登録する。 ③納税義務者より減免申請、非課税申請を受領し、審査・決定のうえ減免・非課税入力をする。 ④納税通知書を作成し、納税義務者へ税額等を通知する。 ⑤口座振替により納付された納税義務者へ納税証明書を作成し、送付する。 ⑥転出者、死亡者への定置場変更、名義変更手続の案内を作成し、送付する。
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民経済部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みよし市総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みよし市市民経済部税務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①	市民部税務課	市民協働部税務課	事後	
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における所属長②	税務課長 近藤友久	税務課長 久野光孝	事後	
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みよし市市民部税務課	みよし市市民協働部税務課	事後	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における所属長②	税務課長 久野光孝	税務課長 岡本 和也	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における所属長②	税務課長 岡本 和也	税務課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規作成	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる(情報提供者)に対し、第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27の項) ・主務省令(番号法別表第2関係)第20条	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項)	事前	
令和5年4月20日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民協働部税務課	市民経済部税務課	事後	
令和5年4月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みよし市市民協働部税務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111	みよし市市民経済部税務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111	事後	